

## 地域との連携・協働の着実なあゆみを！

## 夏休みの一考

学校運営協議会では、子どもたちのために、「学校ができること」「地域ができること」「保護者ができること」に視点をあて、熟議が展開されています。



各校区・学校ごとに行われた学校運営協議会

学校支援に向けた研修会等



地域と連携した活動



熟議から生まれた新しいアイデアや考え方により、子どもたちにとって有意義な活動が工夫されて実施されています。

## ～ 学校と地域が協働する新しい時代の学びの日常に向けた 対話と信頼に基づく学校運営の実現 ～

### ☆ コミュニティ・スクール

コミュニティ・スクールとは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 に規定する保護者や地域住民等が、一定の権限と責任を持って学校運営に参画する仕組みである「学校運営協議会」を置く学校のことである。

### ▼ コミュニティ・スクール導入後の運営上の課題

(議題の設定)

- ・学校からの定型的な報告が中心、本来の効果が発揮されず、会議開催の負担感が大きくなっている。

(会議の開催が目的化)

- ・時期・回数 of 学校運営協議会を開催することが目的となっている。

(運営上の業務負担の偏り)

- ・学校運営協議会の委員が、あらかじめ決められた充て職を中心に構成され、各委員の当事者意識が十分でない場合、各種調整や準備等を含め会議運営の負担が一部の者に集中している状況も見受けられる。

※コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議 最終まとめ (R4.3.14) より

### ◎ コミュニティ・スクール導入は進んでいます。

運営の仕方については、課題を抱える学校もあると考えられます。

見直してみませんか。▶ 水戸教育事務所 担当 木村 (相談対応等)

電話 029-227-4453